

広島市告示（安芸区）第46号
令和8年5月1日

平成4年5月13日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として認可した宮ノ下町内会（代表者 住田彰憲）について、下記のとおり告示事項を変更しましたので、同条第10項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

記

変更があった事項及びその内容

- 1 事務所
広島市安芸区瀬野五丁目4番14号
- 2 代表者の氏名及び住所
竹島 大輔
広島市安芸区瀬野五丁目4番14号